青森県報

第二千百五十号

平成十五年三月十九日（水曜日）

目　次

規　則

○青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則……（労政・能力開発課）…一

告　示

○救急病院の設置……（健康医療課）…二

○二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する農林水産事務所の指定の一部改正……（農村整備課）…二

○青森県土地利用基本計画の変更……（整備企画課）…三

○道路の区域の変更……（道路課）…三

○道路の供用の開始……（同）…六

○特定計量器の定期検査の実施……（計量検定所）…七

公　告

○貸金業者の登録の取消し……（商工政策課）…九

○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……（漁港漁場整備課）…九

出先機関

○土地改良区の役員の住所変更……（中南地方農林水産事務所）…一〇

教育委員会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則……（義務教育課）…一〇

○大学院修学休業に関する規則の一部を改正する規則……（同）…一〇

人事委員会

○人事委員会規則六―一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則……（任用・給与グループ）…二

規　則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十九日

青森県知事　木　村　守　男

青森県規則第六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則（昭和三十三年十月青森県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表を次のように改める。

名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定数
青森県立障害者職業訓練校	普通職業訓練	普通課程 第二類	電気・電子系電子機器科	一年	一〇人
			印刷・製本系製版科	一年	一〇人
			オフィスビジネス系事務科	一年	一〇人
		短期課程	作業実務科	一年	一〇人

別表の備考の第二号中「普通職業訓練」を「普通課程」に、「学校教育法に」を「同法に」に、「職業能力開発促進法施行規則第九条」を「同条」に改める。

附　則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表の備考の第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

告　示

青森県告示第百五十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十九日

青森県知事　木　村　守　男

名称	所在地	認定の有効期限
蟹田町国民健康保険蟹田病院	東津軽郡蟹田町大字蟹田字下蟹田四二の一	平成十八年三月二十一日

青森県告示第百五十五号

平成十三年四月一日青森県告示第二百六十二号（二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる農林畜水産業及び自然環境の保全に関する事務を分掌する農林水産事務所の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月十九日

青森県知事　木　村　守　男

本文中「第九条第四項」を「第十条第八項」に、「第百二条第三項」を「第百二条第五項」に改める。

表中「国営岩木川左岸地区かんがい排水事業」を「国営岩木川左岸（一期）地区かんがい排水事業」に、

「

県営砂沢地区ため池等整備事業に関する事務	中南地方農林水産事務所 北地方農林水産事務所 西地方農林水産事務所	北地方農林水産事務所

」を

「

県営十三湖地区緊急農地集積ほ場整備事業に関する事務	北地方農林水産事務所 西地方農林水産事務所	西地方農林水産事務所
県営早稲田・亀田地区緊急農地集積ほ場整備事業に関する事務	中南地方農林水産事務所 北地方農林水産事務所	中南地方農林水産事務所
県営福舘放地区かんがい排水事業に関する事務	中南地方農林水産事務所 北地方農林水産事務所	中南地方農林水産事務所
国営岩木川左岸（二期）地区かんがい排水事業に関する事務	中南地方農林水産事務所 北地方農林水産事務所 西地方農林水産事務所	西地方農林水産事務所

」に

改める。

青森県告示第百五十六号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県県土整備部整備企画課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成十五年三月十九日

青森県知事　木　村　守　男

一　青森県土地利用基本計画書の変更

変更に係る事項

３の別表都市計画公園事業（いちょう公園）の項中、「３９．５」を「５８．５」に改める。

二　青森県土地利用基本計画図の変更

１　変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の農業地域及び自然公園地域の区域を次のように改める。

(一)　農業地域

区域を縮小した市

青森市

(二)　自然公園地域

区域を拡大した町

平賀町

２　変更の内容

次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年四月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十九日

青森県知事　木　村　守　男

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	一〇一号	五所川原市大字広田字榊森一〇の六から五所川原市大字広田字藤浦九五の一六まで	前	八・八〇メートルから一五・四〇メートルまで	一九三・〇〇メートル	
				後	八・八〇メートルから二一・三〇メートルまで	一九三・〇〇メートル	
2			五所川原市大字太刀打字柳川一六九から五所川原市大字沖飯詰字帯刀二四の五まで	前	九・八〇メートルから二六・三〇メートルまで	八三七・〇〇メートル	
				後	一三・八〇メートルから二七・四〇メートルまで	八三七・〇〇メートル	
3			五所川原市大字長富字鎧石二〇〇から五所川原市大字長富字鎧石二〇一の一〇まで	前	七・〇〇メートルから九・二〇メートルまで	六〇・〇〇メートル	
				後	八・〇〇メートルから一〇・〇〇メートルまで	六〇・〇〇メートル	

	県道	五所川原岩木線		前	後	
4	国道	三三九号	五所川原市大字毘沙門字中熊石一四七の一から五所川原市大字毘沙門字中熊石一四八の一まで	一一〇・二〇〇メートルから	一一一・八〇〇メートルまで	七〇・四〇メートル
5			五所川原市大字毘沙門字中熊石二七七から五所川原市大字毘沙門字中熊石一六七の二まで	一三九・二〇〇メートルから	一一一・四〇〇メートルまで	六五・八〇メートル
6			五所川原市大字桜田字鴻ノ巣五五三から五所川原市大字桜田字鴻ノ巣五二二まで	一一〇・〇〇〇メートルから	一一一・二〇〇メートルまで	五七・三〇メートル
7			五所川原市大字桜田字鴻ノ巣四二七の三から五所川原市大字桜田字鴻ノ巣四二六の一まで	一二・四〇〇メートルから	一二・五〇〇メートルまで	二三・七〇メートル
8			北津軽郡金木町大字嘉瀬字萩元二六二の三から北津軽郡金木町大字金木字菅原四二九の三まで	七・〇〇〇メートルから	三九・二〇〇メートルまで	七一一・〇〇メートル
9			北津軽郡中里町大字大沢内字二タ見四三七の八から北津軽郡中里町大字大沢内字二タ見四三七の三三まで	六・五〇〇メートルから	九・五〇〇メートルまで	一〇一・三〇メートル
10			北津軽郡中里町大字高根字小金石八六二の一から北津軽郡中里町大字薄市字花持一二四の一まで	九・七〇〇メートルから	一八・六〇〇メートルまで	一、五三六・〇〇メートル
11			北津軽郡板柳町大字飯田字上柳田一六七から北津軽郡板柳町大字飯田字上柳田二一〇まで	一一・〇〇〇メートルから	一二・七〇〇メートルまで	九六・四〇メートル
12			五所川原市大字前田野目字長峰一九一から五所川原市大字前田野目字長峰一九一まで	一二・一〇〇メートルから	一二・四〇〇メートルまで	一九・七〇メートル
				一二・四〇〇メートルから	一八・〇〇〇メートルまで	一九・七〇メートル

13	県道	五所川原黒石線	北津軽郡板柳町大字大俵字富永六九の二から北津軽郡板柳町大字大俵字富永三二の八まで	前	一一・八・六〇メートルから一一・八・五〇メートルまで	後	一三・九・〇〇メートルから一三・九・〇〇メートルまで	四五・二〇メートル													
14	県道	津軽中里停車場線	北津軽郡中里町大字深郷田字富森七〇まで	前	九・七・八〇メートルから九・七・八〇メートルまで	後	九・七・八〇メートルから九・七・八〇メートルまで	二五八・五〇メートル													
15	県道	津軽中里停車場線	北津軽郡中里町大字深郷田字甘木一〇三の一から北津軽郡中里町大字深郷田字甘木一四七の五四から北津軽郡中里町大字大沢内字海原一四八の一八六まで	前	一五・八・五〇メートルから一五・八・五〇メートルまで	後	一五・九・〇〇メートルから一五・九・〇〇メートルまで	七六六・〇〇メートル													
16	県道	蒔田五所川原線	五所川原市大字高瀬字一本柳無番から五所川原市大字高瀬字一本柳一三二の三まで	前	一〇・七・〇〇メートルから一〇・七・四〇メートルまで	後	三〇・七・一〇メートルから三〇・七・五〇メートルまで	三四八・〇〇メートル													
17	県道	五林平藤崎線	北津軽郡板柳町大字夕顔関字若松二八〇から北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田一七九の一まで	前	三〇・一二・一〇メートルから三〇・一二・七〇メートルまで	後	四一八・二〇メートル														
18	県道	五林平藤崎線	北津軽郡板柳町大字館野越字橋元七一の一から北津軽郡板柳町大字館野越字橋元六七の四まで	前	一七・一四・五〇メートルから一七・一四・五〇メートルまで	後	一七・一四・七〇メートルから一七・一四・八〇メートルまで	一〇六・三〇メートル													
19	県道	五所川原金木線	五所川原市大字下岩崎字尾花原二六の八から五所川原市大字下岩崎字尾花原一四六の四三まで	前	一五・一〇・二〇メートルから一五・一〇・二〇メートルまで	後	一三・九・四〇メートルから一三・九・四〇メートルまで	一二三・五〇メートル													
20	県道	五所川原金木線	北津軽郡金木町大字嘉瀬字端山崎二二の一から北津軽郡金木町大字嘉瀬字雲雀野一〇九の四まで	前	一〇・九・七〇メートルから一〇・九・七〇メートルまで	後	一〇・九・七〇メートルから一〇・九・七〇メートルまで	二九・四〇メートル													
21	県道	嘉瀬停車場線	北津軽郡金木町大字嘉瀬字雲雀野一〇九の一から北津軽郡金木町大字嘉瀬字雲雀野一〇九の四まで	前	九・五・六〇メートルから九・五・六〇メートルまで	後	一九・〇〇・六〇メートルから一九・〇〇・六〇メートルまで	二〇・四〇メートル													

22	県道	福山五所川原線	五所川原市大字浅井字種取一二五から五所川原市大字浅井字種取一二五まで	前	一七・〇〇〇メートルから二一・〇〇〇メートルまで	六五・五〇メートル
				後	一八・四〇〇メートルから二一・〇〇〇メートルまで	六五・五〇メートル
23	県道	山田鶴田線	北津軽郡鶴田町大字廻堰字下桂井五五から北津軽郡鶴田町大字廻堰字下桂井五四の四まで	前	八・七〇〇メートルから一一・八〇〇メートルまで	三八・〇〇〇メートル
				後	九・二〇〇メートルから一五・八〇〇メートルまで	三八・〇〇〇メートル
24	県道	権現崎線	北津軽郡小泊村字大山長根五五の二から北津軽郡小泊村字大山長根五五の五まで	前	六・二〇〇メートルから一六・一〇〇メートルまで	一二一・二〇〇メートル
				後	六・五〇〇メートルから三三・二〇〇メートルまで	一一六・五〇〇メートル
25	国道	三三八号	下北郡川内町大字川内字板家戸山国有林八八三林班ろ1小班から下北郡川内町大字川内字板家戸山国有林八八三林班ろ2小班まで	前	七・四〇〇メートルから八・六〇〇メートルまで	二〇八・〇〇〇メートル
				後	二四・〇〇〇メートルから七八・〇〇〇メートルまで	二〇八・〇〇〇メートル
26	県道	川内佐井線	下北郡川内町大字川内字高野山国有林七二四林班ぬ1小班から下北郡川内町大字川内字高野山国有林七二四林班に5小班まで	前	五・八〇〇メートルから八・四〇〇メートルまで	二六〇・〇〇〇メートル
				後	一〇・〇〇〇メートルから四三・〇〇〇メートルまで	二六〇・〇〇〇メートル

青森県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年四月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十九日

青森県知事　木　村　守　男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	五所川原市大字広田字榊森一〇の六から五所川原市大字広田字藤浦九五の一六まで	平成一五・三・一九
国道三三九号	五所川原市大字太刀打字柳川一六九から五所川原市大字沖飯詰字帯刀二四の五まで	〃
	五所川原市大字長富字鎧石二〇〇から五所川原市大字長富字鎧石二〇一の一〇まで	〃
	五所川原市大字毘沙門字中熊石一四七の一から五所川原市大字毘沙門字中熊石一四八の一まで	〃
	五所川原市大字毘沙門字中熊石二七七から五所川原市大字毘沙門字中熊石一六七の二まで	〃
	五所川原市大字桜田字鴻ノ巣五五三から五所川原市大字桜田字鴻ノ巣五二二まで	〃
	五所川原市大字桜田字鴻ノ巣四二七の三から五所川原市大字桜田字鴻ノ巣四二六の一まで	〃

	北津軽郡金木町大字嘉瀬字萩元二六二の三から北津軽郡金木町大字金木字菅原四二九の三まで	〃
	北津軽郡中里町大字大沢内字二タ見四三七の八から北津軽郡中里町大字大沢内字二タ見四三七の三三まで	〃
	北津軽郡中里町大字高根字小金石八六二の一から北津軽郡中里町大字薄市字花持一二四の一まで	〃
	北津軽郡小泊村大字中小泊山国有林六一八林班い[18]小班から北津軽郡小泊村大字中小泊山国有林六一八林班ろ小班まで	〃
	北津軽郡小泊村大字中小泊山国有林六一一林班い小班から北津軽郡小泊村大字中小泊山国有林六一六林班い小班まで	〃
県道五所川原岩木線	五所川原市大字前田野目字長峰一九一から五所川原市大字前田野目字長峰一九一まで	〃
県道五所川原黒石線	北津軽郡板柳町大字大俵字富永六九の二から北津軽郡板柳町大字大俵字富永三二の八まで	〃
県道津軽中里停車場線	北津軽郡中里町大字深郷田字甘木一〇三の一から北津軽郡中里町大字深郷田字富森七〇まで	〃
	北津軽郡中里町大字深郷田字甘木一四七の五四から北津軽郡中里町大字大沢内字海原一四八の一八六まで	〃
県道蒔田五所川原線	五所川原市大字高瀬字一本柳無番から五所川原市大字高瀬字一本柳一三二の三まで	〃
県道五林平藤崎線	北津軽郡板柳町大字夕顔関字若松二八〇から北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田一七九の一まで	〃
	北津軽郡板柳町大字館野越字橋元七一の一から北津軽郡板柳町大字館野越字橋元六七の四まで	〃
	西津軽郡鰺ケ沢町大字芦萢町字雲母坂一〇五	〃
県道弘前岳鰺ケ沢線	西津軽郡鰺ケ沢町大字芦萢町字玉坂二八の一から一まで	二五・三・二五
県道五所川原金木線	五所川原市大字下岩崎字尾花原二六の八から五所川原市大字下岩崎字尾花原一四六の四三まで	

青森県告示第百五十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十五年三月十九日

青森県知事　木　村　守　男

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成十五年五月六日　午前十一時から正午まで	津軽北部農業協同組合武田支店第五号倉庫	中里町
〃　午後一時から午後三時まで	〃	
五月七日　午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃	
〃　午後一時から午後三時まで	内潟支店第六号倉庫	
五月八日　午前九時三十分から正午まで	中央公民館車庫	
〃　午後一時から午後三時まで	〃	
五月九日　午前九時三十分から正午まで	〃	
五月十二日　午前十時から正午まで	中郷公民館	
〃　午後一時三十分から午後三時まで	六宝館	

五月十三日	午前十時から午前十一時三十分まで	黒石市農業協同組合山一支所	黒石市
〃	午後一時三十分から午後三時まで	〃 津軽山形支所倉庫	
五月十四日	午前十時から午前十一時まで	〃 浅瀬石支所	
〃	午後一時から午後三時まで	黒石市役所車庫	
五月十五日	午前十時から午前十一時まで		
〃	午後一時から午後三時まで		
五月十六日	午前十時から午前十一時まで		
〃	午後一時三十分から午後二時三十分まで		
五月十九日	午前十一時から午前十一時三十分まで	近川集会所	むつ市
〃	午後一時三十分から午後二時三十分まで	関根浜漁民研修センター北関根分館	
五月二十日	午前九時三十分から午前十時三十分まで	城ケ沢集会所	
〃	午前十一時から午前十一時三十分まで	むつ市学習センター	
〃	午後一時から午後三時まで	海上自衛隊大湊総監部	
五月二十一日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	むつ市公民館	
〃	午後一時から午後三時まで	むつ市役所車庫	
五月二十二日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで		
〃	午後一時から午後三時まで	イベント広場	
五月二十三日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで		

五月二十七日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	太田公民館	市浦村
〃	午後一時から午後二時まで	市浦村役場十三出張所	
〃	午後二時三十分から午後三時三十分まで	〃 脇元出張所	
五月二十八日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃 車庫	
五月二十九日	午前十一時から午前十一時三十分まで	小泊村漁業協同組合	小泊村
〃	午後一時三十分から午後三時三十分まで	下前漁業協同組合	
五月三十日	午前九時三十分から午前十時三十分まで	小泊村役場裏	
六月二日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	鶴翔農業協同組合鶴田南ライスセンター	鶴田町
〃	午後一時三十分から午後三時三十分まで	〃 水元支店倉庫	
六月三日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	鶴田町役場車庫	
〃	午後一時から午後三時まで		
六月四日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	いたやなぎ農業協同組合沿川支所倉庫	板柳町
〃	午後一時三十分から午後三時三十分まで	〃 小阿弥支所	
六月五日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	板柳町公民館	
〃	午後一時から午後三時まで		
六月九日	午前十一時から午前十一時三十分まで	谷地頭農民研修センター	
〃	午後一時から午後二時まで	六川目公民館	
〃	午後二時三十分から午後三時三十分まで	淋代公民館	

六月　十日　正午前九時三十分から午前十一時まで	おいらせ農業協同組合倉庫	三沢市
六月　十一日　正午前九時三十分から午前十一時まで	西古間木町内会館	
六月　十二日　正午前九時三十分から午後一時三時まで	三沢市役所裏車庫	
〃　午後一時から三時まで		
六月　十三日　正午前九時三十分から午後一時まで		
六月　十六日　正午前十一時から午後一時まで	津軽北部農業協同組合川倉出張所	金木町
〃　午後一時から二時まで		
六月　十七日　正午前十一時から午後一時まで	〃　喜良市出張所	
〃　午後一時から二時まで		
六月　十八日　正午前十時三十分から午後一時まで	嘉瀬公民館	
〃　午後一時から二時まで		
六月　十九日　正午前十時三十分から午後一時まで	芦野公園バッテリーカー倉庫	
〃　午後一時から二時三十分まで		

公　告

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十五年三月十九日

青森県知事　木　村　守　男

一　商号　風商会
二　氏名　工藤修三
三　主たる営業所の所在地　青森市浪打一丁目一の一四
四　登録番号　青森県知事（一）第〇一五三三号
五　登録年月日　平成十三年六月二十七日
六　登録の取消しの年月日　平成十五年三月十一日
七　適用条文　貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、横浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十五年三月十九日

青森県知事　木　村　守　男

一　縦覧に供する書類
　横浜地区特定漁港漁場整備事業計画の案
二　縦覧場所
　青森県農林水産部漁港漁場整備課及び横浜町役場水産商工課
三　縦覧期間
　平成十五年三月十九日から同年四月八日まで
四　縦覧時間
　午前八時三十分から午後四時四十五分まで

出　先　機　関

土地改良区の役員の住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢楢木土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年三月十九日

中南地方農林水産事務所長　小　野　祐　司

役員の区別	氏名	住所	住所変更の年月日
理事	小山　信作	旧住所　弘前市大字鬼沢字山ノ越一二六の一 新住所　弘前市大字鬼沢字山ノ越一二六の二	平成一五・三・七

教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則をここに公布する。

平成十五年三月十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の二第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）が同項各号に該当するかどうかを青森県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が判断するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（事実の確認の方法）

第二条　県教育委員会は、市町村教育委員会が提出する次に掲げる事項を記載した書類により、県費負担教職員についての法第四十七条の二第一項各号に係る事実の確認を行うものとする。

一　当該県費負担教職員の児童又は生徒に対する指導の状況

二　当該県費負担教職員に対する研修等の実施の状況及びその結果

三　前二号に掲げるもののほか、県教育委員会が必要と認める事項

２　県教育委員会は、前項の方法によるほか、必要な調査により、法第四十七条の二第一項各号に係る事実の確認を行うものとする。

（審査会）

第三条　県教育委員会は、県費負担教職員が法第四十七条の二第一項各号に該当するかどうかの判断を公正に行うため、学識経験者、精神科医等で構成する審査会を置き、その意見を聴かなければならない。

２　審査会は、審査に当たり、当該県費負担教職員に意見を述べる機会を与えなければならない。

（通知）

第四条　県教育委員会は、県費負担教職員が法第四十七条の二第一項各号に該当するかどうかの判断を行ったときは、書面により、その結果を当該県費負担教職員及び市町村教育委員会に通知するものとする。

（施行事項）

第五条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

大学院修学休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

大学院修学休業に関する規則の一部を改正する規則

大学院修学休業に関する規則（平成十三年一月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

第二条第一項中「第二十条の三第二項」を「第二十条の五第二項」に改める。

附　則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則六―一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十九日

青森県人事委員会委員長　増　田　孝　介

人事委員会規則六―一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六―一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表中「社団法人青森県農村開発公社」、「社団法人青森県肉用牛開発公社」、「財団法人青い森振興公社」及び「財団法人青森県スポーツ振興事業団」を削り、「財団法人青森県企業公社」の次に「社団法人青い森農林振興公社」及び「財団法人青い森みらい創造財団」を加える。

附　則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

発行所・発行人	青森市長島一丁目一番一号 青　森　県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）　定価小口一枚ニ付十五円一銭